

## 令和6年度前期監査指摘事項の措置状況

地域づくり推進課

監査区分	現金出納検査（　月） 随時（工事等）監査	定期監査（　5　月） 財政援助団体監査	決算審査
指 摘 事 項	<p>◎滝沢市北部コミュニティセンター指定管理委託料の余剰金について、当該管理運営業務仕様書には「余剰金は原則として返還は行わない。ただし、客観的に見て過剰な余剰金が発生した場合、市と指定管理者の協議の上取り扱いについて決定する。」という趣旨の記述があるが、所管課では令和5年度について、この規定に基づく過剰な余剰金は生じないとしている。</p> <p>しかしながら、過剰な余剰金であるかの判断は、実績報告に基づき余剰金を算出し、何らかの基準と照らし合わせて行うべきものであり、この判断基準が現時点において不明瞭なものと考えられるため、判断基準を明確にし、実績報告に基づいた余剰金を算出した上で、客観的に判断すべきである。</p>		
改 善 措 置 状 況	<p>現指定期間（令和6年度～令和10年度）において、「管理運営業務仕様書」に返還金額の算定式を明記し、判断基準を明確にいたしました。今後は、毎年度の実績報告をもとに明確な判断基準と照らし合わせ、余剰金の有無等を判断するよう改善いたしました。</p>		